

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和7年12月23日（火）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教職員の懲戒処分及び文書訓告について
- ・県立高等学校の募集停止について

質疑事項

- ・教職員の懲戒処分及び文書訓告について
- ・県立高等学校の募集停止について
- ・給食費の無償化について
- ・教育長の今年の振り返りについて

発表項目

○教職員の懲戒処分及び文書訓告について

本日、教職員の懲戒処分を1件、文書訓告の措置を1件行いました。飲酒運転により懲戒免職処分とした案件が1件、体罰により文書訓告とした案件が1件でございます。子どもたちに人の道を説く教職員の職にあるものが、このようなあってはならない事態を引き起こし、教育に対する皆様の信頼を大きく損なうようになりましたこと、深く受け止めています。県教育委員会を代表しまして、お詫びを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日12月23日でございます。1件目ですけれども、松阪市立第二小学校教諭、男性50歳を免職といたしました。この者は、令和7年10月16日午後5時30分頃から午後9時頃の間に、自宅駐車場に停めていた自家用車内で500mlのビール1本、自宅において350mlの発泡酒2本、350mlのチューハイ2本を飲酒し、午後10時35分頃、自家用車にて自宅から500m程度離れたコンビニエンスストアに向かいました。そして、店舗に入る際、入口付近に置いてある看板に自車の右前方部を、店舗入口付近のバリカーに自車の前方部を接触させました。その後、強い眠気を感じ車内で寝ていたところ、午後11時頃、警察官から声を掛けられ、飲酒運転を認めた後、呼気検査において、呼気1リットル当たり0.33mgのアルコールが検出され、道路交通法違反、酒気帯び運転により検挙されたということです。少し補足説明いたします。まず本人が飲酒運転に至った動機についてですけれども、この日は家族が不在で、自分の車を普段より近くの駐車場に駐車していたこともあって、タバコを買いにコンビニに向かう際に、これぐらいの距離なら大丈夫だろうという誤った考えを持ってしまい、車に乗ってしまったということです。それから車の損壊の程度ですけれども、接触したことがわからない程度の

傷があったのみで、物損事故扱いにはなっていません。コンビニからも、修理や賠償などは求めないことが本人に伝えられています。それから、逮捕はされていません。行政処分や刑事処分もまだ確定していません。私どもとしては、この認めた事実をもって、明らかに免職相当の事案であると判断しまして、刑事処分等を待つことなく、本日付けで懲戒免職としたものでございます。

次の事案です。県立高等学校教諭、30代を文書訓告といたしました。文書訓告というものは懲戒処分ではなくて、制裁目的ではありません。職員の職務遂行の改善や資質向上を図り、注意を喚起するために行う措置ですので、公表するのは、対象の教職員の「校種」「職名」「年代」としまして、学校名や年齢は伏せる取扱いとしています。ご理解をお願いいたします。この者は、令和7年10月3日、教室の掃除を指導していた際、本人からの問い合わせに對してスマートフォンを触り続けながら返事をしなかった男子生徒1名の態度に腹を立て、右手の平で当該生徒の頭頂部を1回叩きました。また、その生徒が下を向いたままであったので、顔を見て話を聞かせようと思い、右手で生徒の首辺りを持って、顔を上げさせようと思いました。これも補足説明いたします。まず体罰に至った状況ですけれども、教室の掃除当番に当たっていたこの生徒が、掃除の担当場所である教室にいなかつたことから、掃除をするよう指導したところ、スマートフォンを触り続けて返事をしなかったというものです。教諭は、これまででも当該生徒に対して、授業態度や日常生活などについて再三注意してきたことがあって、体罰に至ってしまったということでございます。教諭は事案発生後すぐ、自ら教頭に報告いたしました。生徒にけがはありません。その後も通常どおり登校し、これまでと変わらない学校生活を送っています。それから教諭からの謝罪に対しまして、生徒からも反省の言葉があり、謝罪は受け入れられています。あと、顔を上げさせるために首回りを持つ行為が体罰に当たるのかどうかということですけれども、これは個々の事案ごとに判断する必要があります。今回の行為は一瞬であったものの、感情的に生徒の頭頂部を叩く行為に続く一連の流れにおいて、必要もなく有形力行使したものであり、体罰として判断いたしました。

今後の対応ですけれども、飲酒運転については、人命を奪う可能性のある重大な非違行為であることを、通知、リーフレット、そして別添の資料等を活用しまして、改めて、すべての教職員に対して周知徹底することにより、根絶を図ってまいります。体罰についても、法律において禁止される非行為であり、児童生徒の人権を侵害する絶対に許されない行為であることを改めて周知するとともに、怒りに任せた行動をしていないかなど、教職員一人ひとりが自らの行動を振り返ることにより根絶を図ってまいります。

○県立高等学校の募集停止について

三重県教育委員会は、今後の中学校卒業者数の減少の状況等をふまえるとともに、地域の活性化協議会が取りまとめた方向性を参考としまして、県立高等学校における教育の充実並びにその配置および規模の適正化を図るため、令和9年度に実施する令和10年度入学者

選抜から、県立高等学校 4 校を募集停止といたします。このことを、本日の教育委員会で決定いたしました。募集停止に至った経緯ですけれども、三重県教育委員会では、現在の県立高等学校活性化計画に基づき、1 学年 3 学級以下の県立高等学校がある県内 6 地域に活性化協議会を設置し、各地域の県立高等学校の学びと配置の在り方について協議を進めています。先般、その中で、鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の 3 地域において、令和 10 年度に想定される学級減への対応等についての方向性が取りまとめられました。三重県教育委員会はこの活性化協議会が取りまとめた方向性を参考に、県立高等学校の活性化について検討を行い、今回の募集停止を決定したということです。募集停止とするのは、石薬師高等学校、あけぼの学園高等学校、南伊勢高等学校度会校舎、志摩高等学校の 4 校です。募集停止とする時期は、令和 10 年度入学者選抜から。それから募集停止に伴い閉校となる時期は、令和 12 年 3 月となります。4 校は募集停止となるのですが、それぞれの地域協議会が取りまとめた方向性をふまえ、存続する高校へ学びを引き継ぐとともに、地域の高校の学びをさらに充実させてまいります。これから高校生となる皆さんには、安心してそれぞれが希望する進路の実現に向けて学びを進めていただければと考えています。

発表項目に関する質疑

○教職員の懲戒処分及び文書訓告について

(質) 1 つ目の懲戒処分について、まず警察官はどのような経緯で現場に駆け付けたと聞いていますか。

(答) 午後 11 時頃に、不自然に停車している車を不審に思ったコンビニの店員が警察に連絡をしました。30 分後に到着した松阪警察署員から事情聴取を受けたという経緯です。

(質) つまりその看板や、車止めに接触したということがきっかけではなかった。

(答) そうです。そのまま寝てしまっていました。

(質) 店も接触には気づいていなかったということなのですね。

(答 教職員課) そこまでは分かっていません。

(質) 接触したという事実はどのように確認しましたか。本人の説明からですか。

(答) 防犯カメラに映っていますので、それで分かってます。

(質) 飲酒したうえで運転したことは、職務質問でも教育委員会からの聞き取りでも、本人は認めたということですか。

(答) 認めています。

(質) そういう事実でもって処分したと思うのですけれども、警察は今も捜査中ということですか。任意捜査ですか。

(答) 捜査中というより、処分待ちという状況です。

(答 教職員課) 警察からの聞き取りの過程で、1 か月から 2 か月後に公安委員会から処分が届いて、裁判所で即決裁判があると伝えられているということで、現在その連絡待ちという状況です。

- (質) これは公安委員会からの処分と、検察庁からの例えは罰金などの処分が想定されると思うのですけれども、いずれに対しても処分待ちという状況ですか。
- (答) そうです。
- (質) おそらく何らかの処分がある。
- (答) 間違いないと思います。
- (質) 実際のところ、公道走行中に飲酒運転で止められたというわけではなく、寝ていたという状態なのですね。ただ、一定の立証はされているという状況で。
- (答) そうですね。停車中の車で寝ていた状態だったので、供述どおりに実際飲酒運転をしていたのかどうか、そのときは警察が確定できなかったので、その場では逮捕になりませんでした。翌日松阪警察署が本人を呼び出しまして、防犯カメラの映像をもとに聴き取りをして、交通違反切符に署名捺印をしたという状況です。
- (質) 運転中に基準値を上回る呼気があったかということは、今の説明ではちょっと確認できないと思うのですが。
- (答) 確認はできないですけれど、本人が認めております。
- (質) 本人としては、もちろん飲酒運転をしてはならないという認識はあったわけですよね。軽はずみな、これぐらいなら大丈夫というコメントも今いただきましたが、それでもなぜ飲酒運転をしてしまったのか。もう少し深く聞かれていますか。
- (答) 本人の供述を求めています。「飲酒運転はいけないと分かっており、研修などの際にも、自分は絶対にしないと思っていた」ということなのですけれども、「飲酒によって気が緩んでしまった」と供述しています。そのため、我々も今後再発防止に向けては、自分は飲酒運転を絶対しないと思っていても、飲酒によってこういう心境に陥る可能性もあり、魔が差すということがあるので、その辺りも含めて、心にしっかりと留め置くように周知していきたいと思っています。
- (質) 自宅だけではなくて、自家用車内でも飲酒をしていた。ここについての説明は何かありますか。
- (答) まず、コンビニで酒を買って家に帰りました。帰ったときに、車から出ずにその場で1本目を飲んでいます。それから自宅に戻って、先ほど申し上げた本数を飲んでいます。
- (質) なかなか考えにくいのですが、それは例えば、コンビニから自宅に向かう車の運転中に飲んだというわけではなくて。
- (答) 駐車場に駐車して、その車内で飲んだということです。
- (質) 違反切符は切られたということで、書類送致をされているのでしょうか。
- (答 教職員課) されております。ただ、学校と本人に確認しましたが、いつ送致されたかについては、伝えられていないとのことです。
- (質) 送致されたのは、松阪支部でよろしいですか。
- (答 教職員課) 松阪区検察庁です。
- (質) これは酒気帯び運転の容疑で書類送致されていると。

- (答) そうです。酒気帯び運転です。
- (答 教職員課) 12月16日に松阪区検察庁に出頭しており、松阪区検察庁から罰金の略式命令が届くのを待っている状態です。
- (質) コンビニの店員が警察を呼んだということですが、本人はぶつかったときに警察は呼んでいないということですか。
- (答) 本人は車をぶつけたことを認識せずに眠り込んでいますので、警察は呼んでいません。
- (質) ぶつかったことも本人は認識されていないと。
- (答 教職員課) 気づいていません。車がぶつかった音が聞こえた気がして、車を停めて、周りを確認したようですが、当たったという認識はなく、結果として、警察に通報しなかつたと聞いています。
- (質) 教育委員会はどのような形で把握したのですか。
- (答 教職員課) 翌日の朝8時30分、校長に本人から報告がありました。その後松阪市教育委員会、県教育委員会にも一報が入りました。
- (質) 不自然に停まっている車というのは、どういう状況で止まっていたのですか。
- (答 教職員課) 駐車場の正しい枠ではなくて、店の出入口の前に、U字のバリカーに接触するかのように、不自然に停まっていました。
- (質) 他の車がコンビニに入れないように、出入口をふさいでいるような停め方ですか。
- (答 教職員課) 歩行者は店に入る状態でした。
- (質) 10月16日は木曜日だと思うのですけれども、飲酒は仕事帰りにしたものですか。
- (答) はい。本人の勤務時間は午後4時50分までです。
- (質) コンビニにはタバコを買いに行ったとのことですが、現場は松阪市内ですか。
- (答) そのとおりです。
- (質) 翌日に本人が校長に報告したということですけれども、それ以降から今日までの勤務状態は。
- (答) 年次有給休暇を取った後、病気休暇に入っているため、本人は出勤していません。
- (質) 病気休暇というのは、何の病気か。
- (答) 病名は申し上げられません。
- (質) 松阪市立第二小学校の教諭ということですが、担任を持っていますか。
- (答) 担任ではなくて、専科教員です。
- (質) 処分を受けた後に懲戒免職とすることが多いと思いますけれども、行政処分や刑事処分がまだという段階で、懲戒免職とした判断理由は。
- (答) 我々としては、今回の事案は明らかに懲戒免職の事案であり、速やかに行うべきだろうという判断をしました。
- (質) 確認ですけれども、計算すると全部で1.9リットルを飲んだということですが、普段から結構飲酒をする方ですか。
- (答) 今回は、普段よりも多く飲んだと聞いています。普段は週によって4日から5日程度、

帰宅後にビールや発泡酒を1、2本飲む程度ということです。当日は1人だったために、いつもより多くなってしまったということです。

(質) 店でタバコは買ったのですか。

(答) 買っていません。

(質) そのまま車内で寝ていたと。

(答) はい。

(質) 専科教員ということですけれど、今授業はどのようにカバーしているのですか。

(答 教職員課) 詳細までは確認をしておりませんが、校内で他の教員がカバーしていると思われます。

(質) 飲酒運転以外も含めて、本人の処分歴はありますか。

(答) ありません。

(質) 本人が「自分は絶対に飲酒運転をしないと思っていた」と話しているということですが、そのことへの教育長の受け止めと、今後の対策は。

(答) どれほど自分には関係ないと思っていても、やはり魔が差すことがあるという教訓になると捉えています。飲酒をした後に、「飲酒運転をしても問題ない」という心境になる可能性もあるので、改めて、飲酒運転は絶対にしてはならないということを心に刻んでほしいということを教員に対して伝えていく必要があると思っています。薬物乱用や窃盗を含め、飲酒運転などをしてはいけないことは、教員も皆もう分かっているはずです。分かっていてもしてはならないことをしてしまう可能性があることをしっかりと伝えていく必要があると思います。

(質) 16日に本人が松阪区検察庁に出頭したということですが、これ以上の警察の調査はないという理解でよろしいですか。

(答 教職員課) これ以上警察に呼ばれることはないということです。

(質) 処分が出ない以上は、調査はまだ続いていると言えるのではないですか。処分を待つだけの段階だと県教育委員会として言い切れるのですか。

(答 教職員課) 11月7日に本人が警察に呼び出され、警察から飲酒運転の話が出ているので、懲戒処分を行う上では問題ありません。

(答) 今まで事実認定した部分だけで、懲戒免職に必要な要件が揃っています。その後、追加で何かの容疑がかかるといったことはあるのかもしれませんけれども、懲戒免職処分で問題ないと考えてます。

(質) アルコール依存など生活習慣に着目して、綱紀粛正を図ることはできませんか。

(答) 本人がアルコール依存だったということはありません。我々としては、不祥事の根絶のために、繰り返し粘り強く注意喚起をし続けることが重要だと思っていますので、まずはそれを行っていきます。今、おっしゃられたことも大変重要なことなので、引き続き検討します。

(質) 2件目の事案で、年齢や、学校は明かせないということですが、性別は。

(答) 公表できません。

(質) 年齢が明かせないと言いながら、30代と書いてあります。年代は明かせるが、性別が明かせないという基準があるのですか。

(答) 県教育委員会としては、極力一定の情報を出すということにしているのですけれども、性別は、文書訓告措置を公表する際の基準で公表の対象項目としていません。なお、他自治体の例を確認しましたが、懲戒に至らない文書訓告等の事案を公表している自治体は本県以外にありません。

(質) 1件目の懲戒免職処分では、性別が公表されていますが、2件目は公表されていないというのが、いささか不自然に感じられます。

(答) ご意見をふまえ、検討します。

(質) 当時この生徒は教室にはいなかったということですか。

(答) 掃除の時間に教室にいなかったということです。

(質) 教諭が叩いたときは、掃除中というわけではなかったということですか。

(答 教職員課) 掃除中です。

(質) 叩いたときに、どのようなことを言っていたのかなど、そのときの状況をもう少し詳しく教えてください。

(答 教職員課) 教員は生徒を呼び止め、どこにいたのかと尋ねたところ、生徒はスマートフォンを触り続けて、問いかけには答えなかったという状況です。

(質) それ以外に言ったことはないですか。その後には謝罪したのですか。

(答 教職員課) それ以外の発言は聞いていません。謝罪は別のときにしています。

(質) その場はどのように終わったのですか。

(答 教職員課) その場は、教諭が体罰をした後に、生徒は教室に戻っています。

(質) 生徒への謝罪はどのように行われたのですか。

(答) 事案当日に、教諭は当該生徒、保護者に対して謝罪しました。

(質) そのあたりを詳しく教えてください。

(答 教職員課) 1限目が終わった後、教諭は生徒と一緒に、職員室にいた教頭に報告に行き、そこで謝罪をしたと聞いています。

(答) 補足すると、この学校は朝に掃除をする学校で、その後1限目があります。

(質) 体罰はいけないことだと元から認識していたのですよね。

(答 教職員課) 体罰はしてはいけないという供述までは確認していませんが、当然それは認識したうえです。

(質) 認識していたのに、なぜ体罰を行ってしまったのか。また、直後に報告に行ったということですけれど、そのときには自分のした行為は体罰だと認識されていたとすれば、なぜしてしまったかということは何か言っていますか。

(答) 普段から再三注意してもきかない子だったということもあり、強い行動に走ってしまったということです。体罰の案件は、生徒との難しいやりとりの中で、加減を誤ってし

まうことで起こることが多くあり、わかっていても陥ってしまいやすいものです。そこをしっかりとアンガーマネジメント等をしながら、我々としては根絶を図っていきたいと思っているのですけれども、なかなか難しいものがあり、年間3件程度起ってしまうというのが今の状況です。

(質)もちろんそういう背景で起こっていることは重々認識しているわけなのですけれど、本人としては、抑えられなかつたとか、そこの説明を何と言っているかをお聞きしたいです。

(答 教職員課)冒頭の教育長の補足説明であったように、それまでも再三指導している中でスマートフォンを触っている態度に腹を立てて。

(質)再三指導していたとしても体罰はしてはいけないという前提があるわけですが、それでもなぜしてしまったのかというところを何と話しているですか。

(答)推測にはなりますけれども、やはりその場の刹那の判断で抑えきれないという部分が生じたのだと認識しています。

(質)右手で生徒の首あたりをもって、顔を上げさせようとしたという行為がよく分からぬいのですが、後ろからということですか。

(答)顔を上げようということで、前から首辺りを持って上げたということです。

(質)上げさせようと書いてありますが、実際には上げたわけですね。

(答 教職員課)そうです。

(質)今の一連の行為のところで、「なぜスマートフォンを触っているのか」というようなやり取りがあるかと推測されますが、何も言っていないのですか。

(答 教職員課)掃除をしていないと教諭が言い、それに対して生徒がしているという返したというやりとりはありました。その中で、立ち去ろうとしているときに首を持ち、顔を上げさせたということを聞きました。

(質)周りに、生徒や先生がいたりとかはなかったのですか。

(答 教職員課)見ている生徒がいました。

(質)そのときには、叩いた等そういうような話にはなっていないということですね。

(答 教職員課)生徒は見ていたが、そこでは特に生徒が騒いだということはなかったようです。

(質)報告は1限目が終わった後に、生徒と一緒に教頭先生のところに行って報告されたとのことですから、その間に手をあげてしまったということがいけないことであると自分で気づいたということですか。

(答 教職員課)行為があつてすぐに職員室に行き、そのあと1限目の後に、再度職員室に一緒に行き、謝罪しました。

(質)学校でも多分皆私物のスマートフォンを持っていると思うのですけれど、高校生はどのように使用するかというルールはあるのですか。

(答 教職員課)使用のルールは特にありません。

- (質) ポケットに入れてずっと持っているのは、大丈夫なのですか。
- (答 教職員課) 問題ありません。
- (質) この先生は過去にもそういった行為はあったのですか。
- (答) ありません。
- (質) 発生した状況についてですが、掃除の時間に、その場に生徒がいないと教諭が探しに行ったような形ですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) そうしたら、後から生徒が来たというイメージですか。
- (答 教職員課) 生徒が別のところ行っていて、教室に戻ってくるときに廊下で会ったということです。
- (質) 掃除が始まる時間にいなかつたため、探しに行って、廊下で会って、掃除をしていないのではないかみたいな話があったということですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 普段からこういうタイプの生徒なのですか。
- (答 教職員課) 生徒のことはあまり言えないところですが、一定そういうところはあったと聞いています。
- (質) 例えばそういうことが原因でトラブルになったとか、もめごとになったりとか、生徒間であつたりはしましたか。
- (答 教職員課) 生徒のことであるため、言えません。
- (質) ちなみに携帯のルールは特にはないということだったと思うのですけれど、授業中にいじっていたなどそういうことはあるのですか。
- (答) それは当然教員が注意することになると思います。
- (質) 生徒と先生の関係というのは、担任ですか。
- (答 教職員課) 担任です。
- (質) だから何回も日頃そういうのがあってということですね。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 先生は探しに行き、生徒が戻ってきたというのは、むしろ廊下で鉢合わせたみたいな感じなのですかね。教室に戻ってきたという感じではないですよね。
- (答 教職員課) 教室に戻ってきていたと聞いています。
- (質) 戻って来る途中で探しに行った先生と廊下で出くわしたみたいなことで。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) そのあと、どこに行っていたのかという趣旨で話をしたら、生徒が、立ち去ろうとしたのですか。
- (答 教職員課) まずは返事をしなかったと。一定やりとりがあって、そのあと、教室に戻ろうとしました。
- (質) 体罰といいますと、これまで過去の事例ですと、戒告という、処分があったと思いま

すが、今回は文書訓告になるのですか。

- (答) 複数回行ったケースで、去年も減給になったケースがあります。今年の5月は、戒告になったケースがありますが、このケースは、被害届が出されて、傷害罪が成立しました。そういうこともあって、一段階処分量定を高めています。
- (質) 担任ということなのですけれど、現在も担任をしているという理解でよろしいですか。
- (答 教職員課) そのとおりです。

○ 県立高等学校の募集停止について

- (質) 活性化協議会が取りまとめた方向性を参考に、県教育委員会で募集停止を判断されたと思うのですが、判断された要因や理由はいかがでしょうか。
- (答) 我々も地域活性化協議会に入って協議の内容も聞いておりますので、今の生徒数を100とすれば、15年後には58まで生徒数が激減していく状況の中で、まず3年後の令和10年度の生徒減に対応するためには、これが妥当だと判断したということです。
- (質) 反対の声は確かにあると思っていて、一つ理由として考えられることは、活性化について充実と書いてはありますけれども、学校をなくすという厳しい現実だけが前面に出ていて、魅力化のようなところはなかなか見えてこないということもあるのかなと思います。県教育委員会として、どのように活性化や魅力化に取り組んでいくのか、お考えはありますか。
- (答) 我々も非常に重要な課題だと認識しています。私立高校の授業料も無償になるということで、公立高校離れが懸念されていますし、公立と私立が切磋琢磨していかなければならないという趣旨からも、公立高校の魅力化は図っていかなければと思っています。今回、国からネクストハイスクール構想というのが出ていますので、それに関する基金も活用しながら、県単予算でも、さまざまな方策を講じていきたいと思います。また、それぞれの活性化協議会の中で15年後の学校数というのも議論されていきますので、今後も統合のような話が俎上に上ってくると思いますけれども、そうしたときに、どのような魅力的な学校を作っていくのかということが、今後の検討の中身になってくるのかなと思います。いろいろな角度から、しっかりと検討していかなければならないと考えています。
- (質) 志摩市や商工会議所からの要望もあったと思うのですけれども、今回それをふまえたの判断ですか。
- (答) いろいろな要望をいただいているのは認識しています、そのたびに、話し合いの中で直接我々の考え方を伝えております。今回の決定とは逆の要望をされたところもあるので、そこは十分説明しなければならないとは思っているのですけれども、今の状況からして、これしか判断ができないということは、分かりましたとは言ってもらえないにしても、ご理解はいただいていると思います。
- (質) 真逆の考え方もあるという中で、そういう方には今後も説明していくという方針です

か。

(答) これまでも説明してきましたし、逆に、この結論に沿っていかなければどういう問題が生じるのかなど、そのあたりはこれからもしっかりと説明していきたいと思います。

(質) 活活性化協議会で議論を進めてもらってきたということですが、県教育委員会が進めてきたということではないのですか。

(答) 活活性化協議会では県教育委員会が核となって議論をしていたというのではなくて、基本的に地域の皆さんで話し合っていただいている、我々が横でいろいろなサポートをしてきたという感じです。

(質) これからも、地域ごとに活性化協議会を続けていくという理解でよいですか。

(答) 今、令和9年度から5年間の活性化計画の策定作業に入っています。令和8年度中に策定する予定ですけれども、その中でこれからどうしていくのかも含めて検討していくことになると思いますが、基本的に方向は変わらないと思います。今は1学年3学級以下の学校がある地域に活性化協議会を置いているのですけれども、桑名四日市地域は来年度朝明高校が3学級になるので、桑名四日市地域にも活性化協議会を置く必要があると考えています。

(質) 今後の方針として4学級から8学級という適正規模を打ち出されていますが、3学級が全然だめだということではないとは理解しますが、ただそうなると、基本4学級から8学級なので、3学級以下になるところは、統合を含めて考えていくことになるのですか。

(答) まず、「4学級から8学級」にするかどうかはまだ決まっていません。今、有識者会議に検討を依頼していて、そこで議論されている適正規模が4学級から8学級になっているので、これからしっかりとその点を議論していく、今後の方針につなげていくということになると思います。そこに関してはなかなか答えにくいかなと思います。

(質) 先ほど教育長が多様な子どもたちの進路の選択を残すために決断しているということをおっしゃっていたのですけれど、これから令和12年3月で閉校する学校と、存続する学校を分けて、残す学校に関しては魅力を高めていくという意味ですか。

(答) そうですね。先ほど申し上げたようにどんどん生徒が減っているわけです。今が100だとすると15年後には58まで減る。そうすると、その地域の学級数が減っていきます。今、各地域で15年後の学級数が大体見えてきていますので、例えば伊勢でいうと、今29学級あるのですけれども、15年後に11学級から14学級になると分かっています。そうしたときに、例えば進学校、農業高校、工業高校、商業高校をそのまま残していくと、その11学級から14学級のほとんどを使ってしまうわけです。水産高校も残さないといけませんし、そうすると、小規模校に配分する学級数がなくなってしまいます。なくさないと他の学校が維持できなくなるという状況です。そのため、残す学校について、極力魅力化を図っていくことを我々は考えています。

(質) 募集停止について、教育委員会では特にどんな意見がありましたか。

(答) 「保護者の中には不安を抱いている方もみえるので、考え方などを丁寧に伝えていってほしい。今回の再編が前向きな変化であると理解してもらえるように、丁寧に伝えていってほしい」という意見がまず1つです。それから、「学校数が減ることにより県立高校の魅力の低下が懸念されるので、しっかり魅力向上に取り組んでもらいたい」と、皆さんと同じ意見が出ております。あと、「教育は教え育むと書くけれども、特に育むということに関しては、ピアグループ効果といって、ある程度の生徒数が必要であるという研究結果も出ているので、再編は必要なことだと理解している」という意見。それと、「現在の中学校1年生から募集停止になりますので、中学校2年生までは進路の選択肢に入ってくるから、最後までしっかりと教育していくことを中学生に伝えてほしい」。主な意見はこのようなところです。基本的には、募集停止については、皆さんがしっかりと考えていただいた結果だということで、賛同いただいている。

その他の項目に関する質疑

○ 給食費の無償化について

(質) ようやく基準額を5,200円として、国と都道府県で2分の1ずつ負担して、東京都以外の都道府県の分は交付税という形で配分するとあらかた決まったと思うのですけれども、教育長という立場で、こうしたことへの受け止めや、無償化によって期待できること、もしくは懸念していることがあれば。

(答) まず、今回いきなり地方負担という話が出てきたときは、大変唐突な印象を受けましたけれども、その後のやりとりで、地方負担分も地方交付税でカバーするという状況になり、一定国の責任は果たしていただくことになったのかなと思っています。もともと、市町が提供している給食には価格の差があって、それを全部国が負担すると、高い給食を提供してるところに支援が手厚すぎることになってしまうので、おそらく定額の補助になり、それを上回っている市町は、一定市町の判断でどうするのか考えなくてはいけない制度になるのだろうと思っていました。やはりそのようになったかということで、今後は定額5,200円よりも上回る部分をどうするのかというのを、各市町が判断していくことになるのだろうと思います。考えられる限り、一定納得できる制度になったのではないかと考えています。

(質) ただ、市町の判断とはいえ、例えば今後の物価高騰などで、5,200円の基準に合わせると、給食の質が下がるというような懸念もありますか。

(答) そこは、国が物価高騰分についても考慮しながら、基準額を今後上げていく等考えていただく必要はあるかなと思います。我々としては地産地消を進めていきたいということもありますので、その点も配慮していただけると助かります。

○ 教育長の今年の振り返りについて

(質) 今年で最後の定例記者会見ということですけれども、振り返りがあればお願ひします。

(答) 今年は、私どもとしては非常に激動の年だったと思っています。例を挙げると、高校再編も本格的に議論が激しく交わされるようになったのは今年だと思いますし、盗撮の関係についても非常に苦しました。カスタマーハラスメントの関係など、しっかりと取り組まなければならない事案が多くて、なかなか難しい年だったと思います。しっかりと対応を検討し、来年につなげていきたいと思っているところです。

以上、17時05分終了